

議会運営委員会記録

1 日 時 令和4年12月1日（木曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時06分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高道秋彦

副委員長 押田大祐

委員 久保大憲

// 金谷幸則

// 岡部 享

// 舎川智也

// 江西照康

// 高田真里

// 松尾 茂

// 横野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

| | |
|-----|---------|
| 議 員 | 大 島 満 |
| // | 谷 口 寿 一 |
| // | 尾 上 一 彦 |
| // | 赤 星 ゆかり |

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

| | |
|-----------|---------|
| 事務局長 | 渡 辺 康 裕 |
| 事務局次長 | 笠 間 信 行 |
| 庶務課長 | 大 野 満 |
| 議事調査課長 | 坂 口 輝 之 |
| 議事調査課長代理 | 中 山 崇 |
| 議事調査課議事係長 | 酒 井 優 |
| 議事調査課調査係長 | 谷 端 裕美子 |
| 議事調査課主査 | 土 方 智 樹 |

7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に岡部委員、舎川委員を指名いたします。

本日の協議事項は、12月定例会の運営についてであります。

まず、1つ目の一般質問について24名の方から通告がありました。

そこで、一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の常願寺川右岸水防市町村組合議会議員については、さきの本委員会でもお伝えしたとおり、令和4年12月19日に任期が満了いたします。

そこで、今定例会の一般質問最終日である12月9日（金曜日）に選挙を行うことになり

ますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の議案第141号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、今定例会一般質問最終日の12月9日（金曜日）に本委員会に付託され、12月14日（水曜日）の本委員会において審査する予定となっておりますので、御承知おき願います。

次に、4つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり請願1件、陳情3件であります。

まず、令和4年分請願第4号「富山市内の保育所・幼稚園等並びに小・中学校における国の新型コロナウイルス感染対策の周知徹底に関する請願」については、請願の内容が厚生委員会、総務文教委員会の所管にわたることから、会議規則第85条第3項の規定に基づき、それぞれの委員会に付託される予定でありますので御承知おき願います。

次に、令和4年分陳情第20号「ガラス美術館の作品展示方法を見直す陳情」については、総務文教委員会へ付託される予定であります。

次に、令和4年分陳情第21号「シクロシティ株式会社への赤字補填見直しを求める陳情」については、経済環境委員会へ付託される

予定であります。

次に、令和4年分陳情第22号「富山市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び関係団体と一切の関係を断つ決議」に対しての陳情」については、陳情の内容が議会運営委員会、総務文教委員会の所管にわたることから、会議規則第85条第3項の規定に基づき、それぞれの委員会に付託される予定でありますので御承知おき願います。

なお、これら3件の陳情について、陳情人より個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありました。

そこで、当局及び報道機関、傍聴者に配付する文書表は、個人情報を伏せたものとなりますが、本会議で議員に配付する文書表には個人情報が記載されておりますので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。

次に、5つ目の意見書・決議についてであります。

これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、請願形式1件、陳情形式2件であります。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付させていただきました令和4年12月定例

会諸会議日程等にも記載してありますとおり、8日（木曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、9日（金曜日）の本委員会でお示しし、本日報告しました、請願形式1件、陳情形式2件と併せて、14日（水曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思えます。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

久保委員

1点、事務局に確認させてください。

請願の場合、請願文書表ではその趣旨、内容、事実の把握が十分にできない場合、まずは紹介議員が説明に当たっていただけるという制度だと思っています。

陳情に関しては、陳情文書表では願意などであるとか、そういったものが十分に把握できない場合、誰かに説明をしていただくことは可能なのですか。

議事調査課長

基本的には陳情文書表に記載してあります内容で審査、判断をいただくことになるかとは思います。

なお、陳情者が自ら、陳情の内容について説

明したいとの御意向がある場合や、こちらの求めに応じて承諾していただける場合などは、承諾していただける内容に応じて、参考人として出席を求め、意見を聞くことは可能であります。

久保委員

今までそういったことがあまりなかったので一今回もあるのかどうかは分かりませんが、既に3件とも陳情人から個人情報を保護してほしい趣旨の申出があり、例えば、もし陳情人から陳述したいとの申出があった場合には、議会の運営などもかなり慎重に行わなければならないと思います。

事務局にはこういったケースも考えられるということで、議会運営が十分にスムーズに行えるよう、ルールの確認だけはしておいていただきたいと思います。

委員長

次回の議会運営委員会は12月9日（金曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 4 年 1 2 月 定 例 会
(令和 4 年 1 2 月 1 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 高 道 秋 彦

署 名 委 員 岡 部 享

署 名 委 員 舍 川 智 也